

# 生徒心得

高校生活を豊かで有意義なものにするために、主体的に学習し、伝統ある徳島商業高校生としての自覚と誇りを持ち、校則を遵守し、常に美しい振る舞いを心がけ、自己の品位の向上に努めよう。

## 1 礼 儀

- (1) 来校者に対して、挨拶、会釈を心がける。
- (2) 常に言葉遣いや行動に留意し、商業高校生としての自覚を深める。

## 2 通 学

- (1) 始業5分前までに登校する。
- (2) 放課後は、特別の事情のある場合以外は速やかに帰宅する。
- (3) 登下校においては、安全に留意し交通法規を遵守すること。
- (4) 原付自転車等の車輛を通学には使用してはならない。
- (5) 公共交通機関を利用する際は、乗車マナーに留意すること。
- (6) 通学中に、事故等があったときは、直ちに警察、学校および保護者に連絡をとり適切な処理をすること。

## 3 服 装

- (1) 生徒は本校指定の制服を着用すること。  
\*なお詳細は服装規定に定める。
- (2) 制服を美しく着こなし、本校生徒として美しく振る舞うこと。
- (3) 冬期には防寒着の着用を許可する。
- (4) 室内において防寒具の着用はしない。

## 4 校内生活

- (1) 始業時間を守り、授業に備える。
- (2) 登校後の外出は、担任に申し出て許可を受ける。外出時は許可証を携帯する。
- (3) 自転車は、校内では押して通行すること。ただし、日没後はライトを点灯して乗車すること。
- (4) 常に学習環境の美化と整理に努める。

- (5) 校舎等は大切に取り扱い、破損や紛失をしたときは速やかに係教職員に報告して、その指示を受ける。
- (6) 正規の教育活動以外で学校の施設、設備を使用するときは、事前に係教職員の許可を得る。

## 5 校外生活

- (1) 不健全娯楽場所等への立ち入りは禁止する。
- (2) 外泊や夜間外出は避けること。なお深夜（午後 11 時～午前 4 時）の外出は青少年保護育成条例に抵触するので禁止する。
- (3) 原付自転車等の使用は禁止する。
- (4) その他、校外生活においては自己の責任をよく理解し、正しく判断すること。

## 6 交友関係

- (1) 互いを尊重し合える好ましい関係を築き、誤解をまねいたりすることのないように心掛けること。
- (2) 不健全性交友はしてはならない。

## 7 保健衛生

- (1) 健康・安全に留意し健康増進を図る。
- (2) 感染症などに罹患したときは直ちに学校に連絡すること。

## 8 I T 機器等の利用

ソーシャルネットワークや情報機器の使用については、知らず知らずのうちに他者を傷つけたり、また、被害にあう恐れがあるので、情報モラルなどに十分留意して、正しく使用すること。

## 9 諸届・諸願

### (1) 届出

理由	提出書類
受験や対外試合等で公欠するとき	欠課許可願
盗難にあったとき	盗難届
校舎・備品を破損したとき	破損届
自転車通学をするとき	自転車通学届
通学時に交通事故にあったとき	交通事故届
住所に変更があったとき	住所変更届
遅刻したとき	遅刻カード・入室許可証

### (2) 願出

理由	提出書類
早退・外出するとき	早退・外出許可願
徳商祭で居残りをするとき	居残り許可願
制服以外の服装で登校するとき	異装許可願
普通自動車運転免許を取得するとき	普通免許取得許可願
アルバイトをするとき	アルバイト許可願
補講を受けるとき	補講願
単位追認考査を受験するとき	単位追認願

## 生徒指導関係規程

### 服装・頭髪規定

次のとおり頭髪・服装規定を定める。

- 1 服装・頭髪は本校生徒として、美しく着こなし、美しく整えること。
- 2 頭 髪  
商業高校生として好感の持てる髪型とすること。なお、パーマ、カール、染色など特別な手を加えることは認めない。
- 3 服 装
  - (1) 男子制服  
制服およびシャツは、本校指定のライトグレーの上下とし、上着には指定のボタンをつける。なお、通年をとおして、上着・シャツを選択して着用することができる。
  - (2) 女子制服  
制服・ベストおよびブラウスは、本校指定のライトグレーの上下・ベストとし、上着、ベストには指定のボタンをつける。なお、通年をとおして、上着・ベスト・シャツを選択して着用することができる。
  - (3) 男女セーター  
本校指定のセーターでの登下校を認める。
  - (4) ジェンダーレススラックス  
上記の他に、ジェンダーレススラックス（男女兼用）も選択することができる。
- 4 その他
  - (1) 靴下
    - ① 白・紺・黒の華美でないものを認める。なお、タイツ等を着用する場合は黒又はベージュの無地とする。
    - ② 儀式などの特別な場合は黒色を着用する。
  - (2) 防寒着（上着の上に着用するもの）  
華美なものを着用しない。なお、革及びそれに類するもの、ジーンズ生地やニット製品、スウェット生地のパーカー等は認めない。
  - (3) 履物
    - ①通学靴  
黒・茶色のローファー型の革靴および類するものとする。ただし、雨の日に限り、革靴以外での登下校を認める。
    - ②校内用上履

学校指定のスリッパとする。

(4) ベルト

ベルトは黒色のシンプルなものを基本とする。

## アルバイト規定

アルバイトについては、特別な事情がある場合に認める。その際には、所定の用紙により許可を得るものとする。

なお、学習の状況および職種、条件等が不相当であると認められるものについては許可をしない。

## 免許の取得規定

1 普通免許

第3学年の1学期末以降に進路の状況に応じて普通自動車免許の取得を認める。その際には、所定の用紙により、担任を通じて校長に許可を得るものとする。なお、学校生活に支障がある場合は許可を取り消すことがある。

2 二輪免許

在学中の免許取得は、認めない。

### 見直しのスケジュール（令和6年度）

4月～5月	各ホームルームで協議
5月下旬	生徒総会で協議し、見直し案を作成
6月下旬	生徒会役員(代表者会議)で協議
7月	教職員による協議を経て職員会議で決定
7月	終業式で生徒へ周知
9月	P T A役員会で報告
9月下旬	ホームページに公開